

○報道機関に対する広報要領

平成 6 年 3 月 23 日

埼例規第 16 号・広報

警 察 本 部 長

報道機関に対する広報要領の制定について（例規通達）

報道機関に対する迅速・的確な広報活動を推進するため、報道機関に対する広報要領の制定について（昭和 53 年埼例規第 33 号・広報）の全部を別添のとおり改正し、平成 6 年 4 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

報道機関に対する広報要領

第1 趣旨

この要領は、別に定めがあるもののほか、埼玉県警察（以下「県警察」という。）における報道機関に対する広報の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 広報発表

定例記者会見、臨時記者会見、資料発表又は随時広報の方法により発表して行う広報のことをいう。

(2) 定例記者会見

定期的に記者会見を行って、口頭で説明し、又は資料を提供することをいう。

(3) 臨時記者会見

臨時に記者会見を行って、口頭で説明し、又は資料を提供することをいう。

(4) 資料発表

記者会見を行わず、指定した日時・場所において、資料を提供することをいう。

(5) 随時広報

記者会見を行わず、随時、口頭で説明し、又は資料を提供することをいう。

(6) 幹事社

県警察と報道機関との申合せにより、一定期間ごとに持ち回りで指定される報道機関のことをいい、このうち埼玉県警記者クラブ（以下「記者クラブ」という。）との申合せによるものを本部幹事社、記者クラブに加盟する報道機関が県下に配置する通信部及び支局（以下「通信部等」という。）との申合せによるものを地元幹事社という。

(7) 捜査本部事件等

埼玉県犯罪捜査規程（平成3年埼玉県警察本部訓令第1号）第31条の規定により捜査本部の開設される事件及び埼玉県警察の警備実施に関する訓令（昭和43年埼玉県警察本部訓令第14号）第9条の規定により埼玉県警察警備本部の設置される事案をいう。

一部改正〔平成17年第98号、19年第181号〕

第3 広報の範囲

広報は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事件事故の発生状況、捜査状況、検挙解決等に関すること。
- (2) 警察業務運営上の施策、企画等に関すること。
- (3) 警察業務に関し、県民に協力を求めるために必要な事項に関すること。
- (4) 前記(1)から(3)までに掲げるもののほか、警察業務運営上発表することが効果的であると認められるものに関すること。

第4 発表担当者

1 捜査本部事件等に係る広報

埼玉県犯罪捜査規程第36条第1項に規定する捜査本部長若しくは埼玉県警察の警備実施に関する訓令第10条及び第11条に規定する県警備本部長又はこれらが指名する者とする。

2 捜査本部事件等以外の事件事故等に係る広報

当該事件事故等を主管する警察本部の所属長、当該事件事故等の発生地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）若しくは埼玉県警察広聴広報活動に関する訓令（昭和50年埼玉県警察本部訓令第15号）第6条第1項に規定する広聴広報担当者（以下「広報担当者」という。）又はこれらが指名する者とする。

一部改正〔平成17年第98号〕

第5 広報連絡員の指定等

- 1 交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「署長等」という。）は、広報活動を効果的に行うために、警部補以上の警察官を広報連絡員に指定し、平素からこの者に対して広報に関する指導教養に努めるものとする。
- 2 前記1の規定による広報連絡員の指定に当たっては、当直中、当該当直の勤務に従事する職員の中に広報連絡員として指定されている者がいるようにしなければならない。

第6 広報発表の要領

1 定例記者会見

- (1) 定例記者会見は、警察本部長（以下「本部長」という。）又は本部長の指定した警察本部の部長が主宰して行うものとする。

- (2) 総務部広報課長（以下「広報課長」という。）は、定例記者会見が行われるときは、当該記者会見に立ち会うとともに、その状況を記録しておくものとする。ただし、広報課長に事故のあるときは、あらかじめ指定した者に立会い等を行わせることができる。

2 臨時記者会見

- (1) 臨時の記者会見は、事前に実施日時・場所、その概要等必要な事項を広報課長に対して連絡した上で行うものとする。
- (2) 広報課長は、臨時記者会見の実施について必要な事項を本部幹事社及び必要により地元幹事社と調整するとともに、埼玉県警察広報官の設置に関する訓令（平成 29 年埼玉県警察本部訓令第 9 号）第 2 条に規定する広報官が当該記者会見に立ち会い、その状況を記録しておくものとする。

3 資料発表

資料発表を行おうとするときは、前記 2 の規定に準じて行うものとする。

4 資料の提供

前記 1 から 3 までの場合において、資料を提供するときは、広報資料（様式第 1 号）により行うものとする。

5 随時広報

- (1) 随時広報は、広報課長を通じて行うものとする。
- (2) 随時広報を行うときは、広報課長宛て警察 W A N システム運用要領（令和 6 年情管第 1175 号）の規定による埼玉県警察ポータルサイトの電子メール機能により広報資料（様式第 2 号）を送信し、広報の実施を連絡するものとする。
- (3) 広報課長は、前記 (2) により広報資料の送信を受けた場合は、これを受理した旨を連絡するものとする。この場合において、当該広報資料の内容に訂正等があるときは、訂正等の措置を講じさせるものとする。
- (4) 随時広報が、特異・重要事件事故等に係るものである場合は、その概要を広報課長宛て速やかに電話連絡した後、前記 (2) の措置を講じるものとする。
- (5) 広報課長は、前記 (4) の規定による電話連絡を受理した場合は、その旨を速やかに本部幹事社を通じて記者クラブに連絡するものとする。

一部改正〔平成 14 年第 39 号、19 年第 181 号・第 3712 号、23 年第 2549 号、29 年第 817 号、

令和 6 年第 1176 号、7 年第 145 号]

第 7 その他広報要領

- 1 所属において、雑誌、テレビ番組、ラジオ番組、映画、演劇等の作成、公演、放送等に関し、報道機関からの取材、便宜の供与等（以下「取材等」という。）の申込みを受けたときは、この旨を速やかに広報課長に連絡し、当該取材等の申込みを引き継ぐものとする。ただし、急を要する取材等の申込みを受けた場合は、当該取材等が警察業務運営上効果的であると認めたときは、これを受理し、当該取材等が終了した後は、その結果を広報課長に連絡するものとする。
- 2 広報課長は、前記 1 の規定による取材等の申込みの引継ぎを受けた場合又は報道機関から直接取材等の申込みを受けた場合は、取材等申込票（様式第 3 号）を作成するとともに、関係所属と協議し、当該取材等が警察業務運営上効果的であると認めたときには、これを受理するものとする。
- 3 広報課長は、前記 1 ただし書の規定による連絡を受けたときは、取材等申込票を作成しておくものとする。

一部改正〔平成 14 年第 39 号、令和 7 年第 145 号〕

第 8 現場における広報対応

- 1 署長等は、特異・重要事件事故等が発生した場合において、報道機関による現場取材が予想されるときは、当該現場に広報連絡員を配置し、現場での広報活動が円滑に行われるように配慮するものとする。
- 2 広報課長は、特異・重要事件事故等について、報道機関による現場取材が予想されるときは、当該署長等と協議の上、総務部広報課の職員（以下「広報課員」という。）を当該現場に派遣し、広報連絡員に協力させるものとする。
- 3 前記 1 又は 2 の規定により現場に配置され、又は派遣された広報連絡員及び広報課員は、広報腕章（別紙）を着用し、当該事件事故等の現場責任者と緊密な連携を図るとともに、報道機関の取材活動に伴う便宜の供与及びこれをめぐる紛議の防止等に努めるものとする。

第 9 報告

所属長は、報道に関して留意すべき事例があった場合は、その概要を速やかに広報課長

を経て本部長に報告するものとする。

一部改正〔平成 14 年第 39 号〕

実施日

この例規通達は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 12 年 5 月 31 日埼例規第 48 号・総）

この例規通達は、平成 12 年 6 月 1 日から実施する。

実施日（平成 14 年 4 月 25 日埼例規第 39 号・広報）

この例規通達は、平成 14 年 5 月 1 日から実施する。

実施日（平成 17 年 2 月 9 日備第 98 号）

この通達は、平成 17 年 2 月 9 日から実施する。

実施日（平成 17 年 12 月 22 日広報第 378 号）

この通達は、平成 17 年 12 月 27 日から実施する。

実施日（平成 19 年 4 月 23 日広報第 181 号）

この通達は、平成 19 年 5 月 1 日から実施する。

実施日（平成 19 年 11 月 30 日情管第 3712 号）

この通達は、平成 19 年 12 月 1 日から実施する。

実施日（平成 23 年 11 月 15 日情管第 2549 号）

この通達は、平成 23 年 12 月 1 日から実施する。

実施日（平成 29 年 3 月 27 日務第 817 号）

この通達は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 6 年 5 月 30 日情管第 1176 号）

この通達は、令和 6 年 6 月 1 日から実施する。

実施日（令和 7 年 5 月 14 日広報第 145 号）

この通達は、令和 7 年 5 月 14 日から実施する。